

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 福岡県嘉麻市牛隈934番地7
氏名 株式会社河東興業
代表取締役 河東 泰均

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 蒲島 郁夫



許可の年月日 令和元年（2019年）11月12日
許可の有効年月日 令和5年（2023年）4月9日

1. 事業の範囲

取り扱う産業廃棄物の種類 (特別管理産業廃棄物を除く)	積替 保管	※○：取り扱うもの ◎：積替え又は保管行為を含むもの			
		石綿含有 産業廃棄物	自動車等 破砕物	水銀使用製品 産業廃棄物	水銀含有 ばいじん等
燃え殻	—	—	—	—	—
汚泥	—	—	—	—	—
廃油	—	—	—	—	—
廃酸	—	—	—	—	—
廃プラスチック類	—	○	—	○	—
紙くず	—	○	—	—	—
木くず	—	○	—	—	—
繊維くず	—	○	—	—	—
ゴムくず	—	—	—	—	—
金属くず	—	—	—	○	—
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	—	○	—	○	—
がれき類	—	○	—	—	—
ばいじん	—	—	—	—	—

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 「無」

3. 許可の条件

- (1) 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
- (2) 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 平成25年（2013年）4月10日付けで新規許可
- (2) 平成30年（2018年）4月24日付けで更新許可
- (3) 令和元年（2019年）9月12日付けの変更届出により住所変更（旧住所：福岡県嘉麻市下山田116番地1）
- (4) 令和元年（2019年）11月12日付けで事業範囲の変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類として「燃え殻」「汚泥」「廃油」「廃酸」「ゴムくず」及び「ばいじん」を追加し、「廃プラスチック類」「紙くず」「木くず」「繊維くず」及び「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」に「石綿含有産業廃棄物」を追加し、並びに「廃プラスチック類」「金属くず」及び「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」に「水銀含有産業廃棄物」を追加。）
- (5) 令和4年（2022年）2月15日付けの変更届出により代表者変更（旧代表者：河東 秀幸）

5. 積替え許可の有無 「無」

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 「無」

備考